

# 多子軽減措置に伴う償還払いによる障がい児通所給付費支給要綱

制定 平成26年4月1日  
最近改正 令和3年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置により軽減される利用者負担を給付費として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、乳幼児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。

2 この要綱において、幼稚園等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障がい児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

3 この要綱において、保護者とは、法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

## (対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となるのは、法第6条の2に規定される障がい児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援とする。

## (償還額)

第4条 次の表1に掲げる金額の合算額（合計額が表2の区分ごとに掲げる額を超える場合は表2の区分に応じた額とする）と実際に事業者へ支払った額の差額とする。

表1

対象	多子軽減措置の内容
(1) 幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する乳幼児（該当者が2人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
(2) 幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する乳幼児のうち(1)に掲げる乳幼児以外のもの（該当者が2人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
(3) 幼稚園等に通い、又は障がい児通所支援を利用する乳幼児のうち上記以外のもの	0

表 2

生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

- 2 軽減後の保護者の負担する月額利用者負担金の額に 1 円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。

(償還払いの申請)

第 5 条 多子軽減の対象となる児童が同一の世帯にいる保護者が、償還を受けようとするときは、多子軽減に伴う障がい児通所給付費支給申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を保健福祉センター所長へ提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、幼稚園等の在園証明書(様式第 2 号)及び利用者負担額の支払を証する書類(領収証)を添付するものとする。

(支給決定等)

第 6 条 保健福祉センター所長は、保護者から前条の申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、多子軽減に係る障がい児通所給付費支給決定通知書(様式第 3-1 号)又は不支給決定通知書(様式第 3-2 号)により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき保健福祉センター所長が支給すべきと決定した給付費の償還額を概ね 30 日以内に申請者に対し、口座振替の方法により支払うものとする。

(給付費の返還)

第 7 条 保健福祉センター所長は、前条に規定する給付費の償還を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の償還を受けたときは、支給した給付費の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月から平成 26 年 9 月の間に提供された障がい児通所支援について適用する。それ以前に提供された障がい児通所支援については、なお、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

多子軽減に伴う障がい児通所給付費支給申請書（平成 年 月分）

区保健福祉センター所長

申請年月日 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて多子軽減に伴う障がい児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ		生年月日									
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)		明治 大正 昭和 平成		年		月		日			
居住地		〒									
		電話番号 ( ) -									
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額				申請に係る サービス利用月		平成		年		月分	
通所給付決定に係る 障がい児氏名	フリガナ		生年月日		受給者証番号						
	氏名										

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

多子軽減に係る障がい児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店・出張所			種目		口座番号				
	金融機関コード		店舗コード			1 普通 2 当座						
	フリガナ											
	口座名義人											

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者 との関係
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

※申請者及びその者と住民票を同じくする世帯員全員について、関係者が世帯状況を照会し、かつ閲覧してその情報に基づいて支給決定することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

# 在園証明書

年 月 日

様

住 所  
施 設 名  
施設長氏名

次の児童は、当施設に在園（通所）していることを証明します。

## 記

	児 童 氏 名	生 年 月 日	在 園 期 間
1		平成 年 月 日	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
2		平成 年 月 日	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
3		平成 年 月 日	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日

〒 ー

様

区保健福祉センター所長

住所及び連絡先

多子軽減に係る障がい児通所給付費 支給決定通知書

先に申請のありました多子軽減に係る障がい児通所給付費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定保護者氏名											
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
申請年月日	年 月 日										
申請に係るサービス利用月										本人支払額	円

支給決定内容			
支給決定年月日	年 月 日	支給金額	円
支払方法	口座払い		
振込先	申請時に届け出た銀行口座		
備考			

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〒 -

様

区保健福祉センター所長

住所及び連絡先

多子軽減に係る障がい児通所給付費 不支給決定通知書

先に申請のありました多子軽減に係る障がい児通所給付費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定保護者氏名											
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
支給決定に係る児童氏名	受給者証番号										
受付年月日	年 月 日										
申請に係るサービス利用月										本人支払額	円

決定内容			
決定年月日	年 月 日	支給金額	0円
不支給の理由	<input type="checkbox"/> 利用者負担世帯合算額と軽減後の利用者負担世帯合算額に差額が生じないため <input type="checkbox"/> 支給要件を満たさないため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考			

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表とする者は大阪市長となります）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。